

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	就学援助の認定
根拠法令及び条項	那覇市就学援助規則第2条
審 査 基 準	
那覇市就学援助規則 (就学援助の対象者) 第2条 就学援助を受けることができる者は、那覇市内に居住し、かつ、那覇市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒（他の地方公共団体又は国立大学法人が設置する小学校又は中学校に在学する児童及び生徒を含む。）の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により那覇市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者 (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者 ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者 イ 前年度又は当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税の措置を受けた者 ウ 世帯の収入が、教育長が別に定める基準額未満の者 エ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者	
標準処理期間	30日以内（４～５月の申請については６月末まで）
所管部署	学校教育部 学務課（098-917-3505）
更新日	平成27年4月1日